平成２９年　第２回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会

日　時　　平成２９年7月２６日
　　午前１０時００分
場　所　　やまなみ苑　会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合　　議会　議　長　　上　田　昌　孝
　　副議長　　熊　田　　司

会議に出席した議員（１０名）

１番議員　近　藤　昭　文	２番議員　上　田　昌　孝
３番議員　片　岡　　格	４番議員　平　郡　　平
５番議員　岡　崎　　稔	６番議員　蛭　子　智　彦
７番議員　谷　口　博　文	８番議員　原　口　育　大
９番議員　廣　内　孝　次	１０番議員　熊　田　　司

会議に欠席した議員（０名）

なし

管　理　者	南あわじ市長	守　本　憲　弘
副管理者	洲本市長	竹　内　通　弘
会計管理者	南あわじ市会計管理者	塔　下　佳　里
事務局長	南あわじ市環境課長	廣　内　繁　一
事務局次長	洲本市生活環境課長	中　田　博　文
事務局課長		山　田　孝　文

事　務　局　長　　皆さんおはようございます、只今から洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会の開催をお願い申し上げます。なお当組合議会における議長は関係市議会における任期満了に伴い、当組合議長の職を退任されたため空席となっておりますので、議長が選出されるまでの間、議事進行につきましては、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長にお願いしたいと存じます。それでは熊田副議長よろしくお願いします。

副　　議　　長　　失礼いたします。副議長の熊田でございます。本日招集されました平成29年第2回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会の開催にあたり、先ほど事務局長の説明のとおり、議長空席に伴い私が議長の職を行うこととなりました。もとより議長選出までの限られた時間ではございますが、議員各位のご協力によりまして無事果たしたいと存じます。何卒格段のご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。座って説明させていただきます。それでは会議に先立ちまして組合管理者からご挨拶をいただきたいと思います。管理者、よろしくお願いいたします。

管　　理　　者　　失礼いたします。管理者の守本でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。平成29年第2回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまして大変ご多忙の中、またお暑い中ご参集を賜りましたことを本当に心から感謝を申し上げます。本日ご提案を申し上げご審議いただきます案件3点ございまして、議長の選出、専決処分の承認、監査委員の選任というものでございます。何卒慎重かつ適切なご審議を賜りまして、ご賛同くださいますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

副　　議　　長　　ありがとうございました。本日は洲本市議会議員の異動後の初めての議会でありますので議員各位、副管理者、会計管理者及び事務局職員の紹介をさせていただきます。まず洲本市議会議員より紹介いたします。近藤昭文議員、上田昌孝議員、片岡格議員、平郡平議員、岡崎稔議員。続きまして南あわじ市議会議員を紹介いたします。蛭子智彦議員、谷口博文議員、原口育大議員、廣内孝次議員、以上で議員の紹介を終わります。次に管理者南あわじ

市長守本憲弘君、副管理者洲本市長竹内通弘君、会計管理者南あわじ市会計管理者塔下佳里君、事務局長南あわじ市環境課長廣内繁一君、事務局次長洲本市生活環境課長中田博文君、次に事務局課長山田孝文君、事務局係長中西信行君、事務局職員古川剛康君、以上で紹介を終わります。それでは只今から平成 29 年度第 2 回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会を開会します。議員の出席状況を事務局に報告させます。

事務局次長　報告いたします。只今の議員の出席状況は、出席 10 名でございます。当組合の定足数は 10 名であり、地方自治法第 113 条の規定する定足数に達しております。

副議長　只今事務局から報告がありましたとおり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読をさせます。

事務局次長　失礼いたします。それでは日程を朗読いたします。

平成２９年　第２回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会議事日程

平成２９年７月２６日

日程第１　仮議席の指定

日程第２　選挙第１号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の選挙について

日程第３　議席の指定

日程第４　会議録署名議員の指名

日程第５　会期の決定

日程第６　報告第１号　専決処分の承認について

日程第７　議案第２号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任について

以上でございます。

副議長　この際議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、只今着席の議席といたします。

次に日程第２選挙第１号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の選挙を行います。暫時休憩をいたします。

（休憩　１０：０７～１０：０９）

副　議　長　　休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。おはかりいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　議　長　　ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。おはかりいたします。副議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　議　長　　異議なしと認めます。よって副議長において指名することに決定いたしました。それでは指名をいたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長に上田昌孝議員を指名いたします。おはかりいたします。只今副議長において指名いたしました、上田昌孝議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　議　長　　ご異議なしと認めます。よって上田昌孝議員が洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長に当選されました。只今当選されました上田昌孝議員が議場におられますので、本席より告知をいたします。それでは議場におられます新議長のあいさつをお願いしたいと思います。

議　　長　　失礼いたします。只今議員各位のご推挙をいただきまして、洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会の議長ということにご指名をいただきまして、本当にありがとうございます。このうえは精一杯事務組合議会の運営につきまして、皆様方のご協力を得ながら精一杯努めてまいりたいとこのように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

副　　議　　長　　有難うございました。以上副議長としての議会冒頭における仕事を無事遂行できました。ひとえに議員各位のご協力の賜物であります。厚くお礼申し上げます。それでは新議長と交代いたします。議長、お願いいたします。

議　　長　　それでは議長席につかせていただきます。よろしくお願いいたします。

只今から議事に入りたいと思います。日程第３議席の指定を行います。議席は会議規則第３条第３項の規定により議長において指定いたします。只今ご着席のとおりにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議がありませんので、さように指定いたします。

次に、日程第４会議録署名議員の指名をいたします。４番平郡平議員、９番廣内孝次議員。この両名を指名いたします。よろしくお願いします。

次に第５会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。今期臨時会は、本日１日といたしたいと思います。これに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって今期臨時会は本日１日と決定いたしました。次に日程第６報告第１号専決処分の承認についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。

管　　理　　者　　失礼いたします。報告第１号専決処分の承認につきましては、事務局からご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

事　務　局　長　　ご説明申し上げます。それでは報告第１号の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。本件につきましては、緊急やむを得ない処理を必要としたため、地方自治法第１７９条の規定により専決処分したもので、同条第３項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。下記の３本の条例改正につきましては、構成市での議決が３月２２日となったため、条例施行日で

あります４月１日までに当組合議会が開催することが容易でなかったことにより、専決処分させていただいたものです。

まず専決第１号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本件は働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業・介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、当組合条例においても所要の改正をいたしたく、提案申し上げるものでございます。この内容は、第８条３において育児休業の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子、及び養子縁組里親に委託されている子を加える。第１５条において、介護休暇を３回に分割して取得することができるようにする。第１５条に２において、介護のため１日の勤務を２時間まで短縮できるようにする等の措置を講ずるものです。附則でこの条例の施行日を平成 29 年 4 月 1 日と定めております。

次に専決第2号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本件は地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたことに伴い、当組合条例においても所要の改正を行うものです。この内容は第 2 条において育児休業等育児休業することができない職員を定め、第 2 条の 2 において育児休業の対象となる子を定め、第 3 条において再度の育児休業をするための特別の事情を定め、第 10 条、第 18 条において育児短時間勤務、部分休業の承認についてそれぞれを定めるものです。附則でこの条例の施行日を平成 29 年 4 月 1 日と定めております。

次に専決第3号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本件は昨年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の扶養手当の改定に準じ、当組合条例においても所要の改正をいたしたく、提案申し上げるものです。この内容は第 18 条において扶養手当の額を配偶者・父母等 6,500 円、子 10,000 円に改める。また扶養手当の特例として平成 29 年度は配偶者 10,000 円、子 8,500 円とし、給料月額の特例として職務の級が 4 級以上の級のものは平成 29 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間、給料月額の 100 分の 2 を減ずることとする。また別表第2において課長補佐を削ることとする。附則で

施行期日等を定めております。なお、資料としてそれぞれの新旧対照表を添付しておりますのでご覧ください。以上で報告第1号専決処分の承認についての説明を終わらせていただきます。何卒慎重ご審議賜り、ご承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見等ございませんか。

6　番　議　員　　専決第3号の給与に関連することについて聞きますが、説明資料の2ページで、基本的には組合職員は洲本市・南あわじ市衛生事務組合の給与に関する条例に基づく支給を規定されております。この事務組合を構成する職員は、洲本市から出向している者、南あわじ市から出向している者、そしてこちらで採用している者という形になっていると思います。洲本市と南あわじ市の給与体系については若干差があるのではないですか。そうした場合、組合として定められている報酬と出向元のそれぞれの自治体において、違いが生じるのではないかと思いますが、少し説明いただけますか。

事務局課長　　まず人員についてですが、洲本市からの出向職員は0人です。南あわじ市からは 3 人の派遣職員を受け入れております。あとの 10 人はプロパーでございます。南あわじ市からの派遣職員とここのプロパー職員の差につきましては、南あわじ市の給与体系といたしまして、給料月額、扶養手当、住居手当、通勤手当の部分は南あわじ市の条例に則り支払われており、特勤手当、夜勤手当、時間外手当につきましてはここの条例に基づいて支払われております。ここのプロパーの職員につきましては、元より洲本市職労に加入しておりまして、洲本市職労で妥結した洲本市給与条例に基づき、洲本市・南あわじ市衛生事務組合の例規において支払われているということです。以上です。

6　番　議　員　　少し仕組みが複雑すぎて今の説明では理解し難いところがあるのですが、組合というのは両市から負担金の元において運営されています。洲本市に準じた条例もあれば南あわじ市に準じたものもある。今その調整をしながら進めているということで、出向といえどもこちらの職員であればこちらの職員給与条例に基づいて支給されるのが基本であると思います。現業であったとしてもここに所属する職

員は、ここの職員給与条例に基づいてしか支給されません。その基準は今出向職員は南あわじ市のみですが、時には洲本市から出向される可能性もあるのではないのかと思いますが、ないのですか。

事務局課長　　今現在南あわじ市の 3 人の派遣を受け入れておるということです。それで派遣協定を締結し、毎年更新しておりますが、派遣協定の中で給与の本俸部分に関わるものにつきましては、南あわじ市で今までいただいていた流れがありますので南あわじ市の本俸部分、扶養手当でありますとか、住居手当でありますとか、その部分を引き継いでいくということで、特勤手当、夜勤手当、時間外手当につきましては、うちで実働していただいておるので、うちの条例に基づいてその 3 つを支払うということでございます。

6　番　議　員　　基本的な考え方は、組合の給与条例に基づく支給で、それは南あわじ市の体系に合わせるとか、そこが変わればまた変えるとかいう理解でよろしいですか。

事務局課長　　組合条例に基づいて支払われているのですが、元々洲本市の給与条例を準用していた流れがございます。それで現在も洲本市の給与条例が可決されましたら、当組合の給与条例として上程させていただき、流れを引き継いでいる状態でございます。

6　番　議　員　　準ずるでもいいと思うんですよ。ただ地方自治法の原則的な考え方として、要は条例に規定していないものは支給できないというふうになっておりますからね。だから家族手当にしても超勤手当にしても、条例上に規定しているものしか出せないのだから、それぞれのところが変わったとしても、矛盾のない整合性を持った条例改正をしなければいけないでしょうし、支給の基準については、規定があれば準ずるでもいいのでしょうが、条例主義でなければならないというところの確認ですけれど。それでよろしいでしょうか。

事務局課長　　はい。

管　理　者　　簡単に言うとこういうことだと思うのですけれど、まずこの組合は基本的に洲本市の水準に準じて、給与水準、手当を決めております。したがってプロパーの人はそこに従っております。南あ

わじ市から出向するときはいろんなパターンがあるのですけれど、当組合で採用しているのは本俸部分について採用しているのは、南あわじ市の中で働いている南あわじ市職員としての給与水準で提供しましょうと。ただここの独自の部分、すなわち「超勤する」とかですね。その場合にはこの組合の水準で支払いましょうと。本俸と特殊手当は分けて、特殊手当は組合の水準、本俸のところは南あわじ市水準で払っている。こういう考え方でやっているはずですね。

事務局課長　　そうです。

7　番　議　員　　私も一括してお尋ねするわけですが、先ほどの課長の答弁では、南あわじ市から3名、プロパーが10名で計13名の勤務体制でやるなかで、一般職と現業職の人員が今回の改正による休暇時間を取得するためには、法改正しているのだから全く問題はありませんが、それに該当する育休の取得できる人、看護休暇を取得できる人。一般職より現業職でどれだけの人数の取得できるか。子供がいなければ取得できませんから、ここで勤務されている中で、時間的な余裕で取得できる職員の数等についてお尋ねします。

事務局課長　　現在現場職員16名、事務職員が4名、受付業務職員1名の計21名で運営をしています。その中で現在育休を取得可能な職員は派遣3名を合わせまして2名でございます。介護につきましては13名です。

7　番　議　員　　結局、南あわじ市が3名とプロパーが10名。全体で21名ということは、8名が嘱託なり臨時で勤務していただいていると。当然そういう方も取得できると思うのですが。一般職と現業職の人数は先ほど言っていただきましたか。一般職員は何人いますか。

事務局課長　　一般職員が、嘱託含め4名です。正規3名、嘱託1名です。

7　番　議　員　　一般職4名ですね。

事務局課長　　はい。

7　番　議　員　　私組合議会の時も給与の引き下げに納得いかないので議会で言

わせていただいたのですが、今回も日銀の政策として今朝の新聞報告では物価上昇の 2%を見据えたうえで、これからも政策誘導していくというコメントがでていました。それと最低賃金が引き上げということで 3%、25 円、ABC ランクによって兵庫県は 24 円でしたかね、それくらいの引き上げです。要は消費税増税により市民の消費の冷え込みが、日本の経済的な誘導に対して市民がそれだけ賃金というか、給与をもらっていないのだから。それを上げるための誘導施策を取っていると思います。今回も資料を見ていたら6級の職員から課長補佐を除いている。私は南あわじ市も洲本市も行政改革で職員の数を減らして嘱託を増やし、賃金を下げる方向性ばかりだと認識しています。私は政府の施策と真逆の施策という思いがあるのですが、管理者いかがですか。

管　理　者　　まず下げているかというのは、基本的にどの地方公務員の給与も人事院勧告に従って動いておりますので、ここ通年流れとしてトータルとして下がっていないと私は理解しております。ただ色んな手当の見直しとか扶養控除は大きな議論の中で動いていますので、人によっては下がる可能性があると理解しております。ですから、例えば南あわじ市にしろ、おそらく洲本市にしろ、これまでの水準がある中でそれを人事院勧告に従って上げ下げ、下げは最近あまりしていませんが、しておりますので、全体的には下げの方向ではないと私は理解しております。

7　番　議　員　　私も長い間公務員をしていましたが、年収が年々引き下げられています。退職金もそうです。そういうふうな感覚から言えば、給与というか国民全体の所得を上げる方向にいっているのに、公務員の給与が様々な地域手当のカットであったり、様々なカットをして年間の所得は実際下がっています。100 万、200 万というかなりの所得が下げられた中で、地方の景気回復や経済活性化といって賃金を上げたり最低賃金を上げたりしながら 60%を占める国内消費を上げなければいけないので、どんどん政府の方はアベノミクスではありませんがそういう施策に切り替えていっているのに、地方の行政は常に公務員を叩くといいますか、手当にしても下げて 6 級の課長補佐を除くなど言って。6 級何人、5 級が何人いるか後で教えていただきたいのですが、とにかく引き下げの方向ばかりにいっているというのが、私は納得いかない。国が施策誘導している方向性と真逆の施策を3市はとっているのではありませ

んか。先般も洲本市さんのラスパイではありませんが、組合でも引き下げの方向で進められています。おかしいと私は思います。6級を貰う課長補佐をなぜ削ったのか、そして5級、4級、3級、1級の一般職と現業。それと一般職と現業の給与の差が私はあると思います。同じようにやまなみ苑で一生懸命働いて、一般職の4人ですか、一般職と現業の賃金というのはどうなっているのですか。最後に今の質問にお答えください。

事務局課長　　まず課長補佐級を削るということですけれども、うちに課長補佐級という職務がないので、削りました。

7番議員　　ないと言っても今から出ませんか。ないから削ったのですか。
係長は何級をもらっているのですか。

事務局課長　　5級です。それから現業職員と一般職の給与の違いですけれど、同じ給料表を採用しておりますので、同じでございます。

7番議員　　分かりました。

議長　　ほかにご質疑ございませんか。
質疑等がないようなのですので、別になければこれにて質疑を終わります。
それではおはかりいたします。報告第1号は、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　ご異議なしと認めます。よって本件は、これを承認することに決しました。
次に日程第7議案第2号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を伺います。

管理者　　失礼いたします。議案第2号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてご提案申し上げます。監査委員の選任同意を求める件につきましては、組合規約第9条により、組合議会の同意を得て関係市の監査委員の中から選任するものとなっておりま

す。先般洲本市の監査委員に新しく就任されました、住所　洲本市五色町鮎原三野畑 545 番地、笹田守氏、生年月日　昭和 22 年 10 月 17 日の選任をいたしたく同意を求める次第でございます。何卒ご慎重なるご審議を賜りまして、ご同意をいただけますようよろしくお願いします。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見等はございませんか。

質疑がないようですので、これにて質疑を終わります。おはかりいたします。議案第２号はこれを同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって本件はこれを同意することに決しました。以上で本日の日程はすべて終了いたしました。今臨時議会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これにて、洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会を閉会することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議ございませんので、これにて、洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会を閉会いたします。閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今期臨時会における諸案件を滞りなく議了いたしましたことは、議員各位の慎重なるご審議のたまものでございます。心より厚くお礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のこととは存じますが、このうえもご自愛くださいまして当組合の運営に、ご尽力賜ることをお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。それでは、副管理者であります洲本市長より閉会のご挨拶を伺うことといたします。

副　管　理　者　　閉会にあたりまして一言お礼を申し上げたいと思います。まず今議会におかれまして新しく議長に上田昌孝議長が誕生されました。今後とも何卒よろしくお願いいたします。今議会にご提案申し上げました諸案件につきましては、専決処分の報告でございました。また監査委員さんの承認には、洲本市の笹田守さんに選任

いたしました。議員各位の慎重なるご審議に心から感謝申し上げます。議員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻をお願い申し上げる次第でございまして、甚だ簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉　　会　　１０時４０分

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

平成２９年　７月２６日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　議長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　議員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　議員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿